

かもめパーク感染拡大防止ガイドライン 【利用者・指導者向け】

かもめパーク利用者は、以下のコロナウイルス感染拡大防止のための措置を遵守し、自分、仲間、家族の安心・安全を守りましょう。他者の安全を確保する観点から、ルールを守れない場合は活動を中止していただく場合がございます。

1、利用者

①次の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる事

- ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触のある場合

②利用上の注意

- ・マスクを持参し、着替え時等運動を行っていない際や会話をする際はマスクを必ず着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を実施する
- ・他者との距離を確保する。（できれば2M以上）
- ・ピッチの利用については、概ね半面で50名程度までとする。
- ・感染防止のためにかもめパークが決めたその他の遵守、指示に従う。
- ・マイタオル・マイボトルを用意し、共用しない。
- ・会議室では、向かい合わせになることや他者と密になることをできるだけ避ける。
- ・ゆとりを持たせることが困難な場合は入室の人数制限を行う。マスク着用。
- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り持ち帰る。
- ・運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わない。
- ・飲みきれなかったドリンクは、指定場所以外に捨てないこと。
- ・原則的に更衣室の利用は禁止する。使用する場合は職員の指示に従うこと。
- ・更衣室、会議室の机・椅子の配置を変えないこと。
- ・更衣室は扇風機を稼働し常時ドア、窓を開放し速やかに更衣する。
- ・更衣室の入室時には、手指の消毒をする。
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流す。
- ・喫煙所は、設けない。
- ・他団体とのグラウンド入れ替わりは、出口と入口に人が重ならないよう一方通行とする。
（管理者の指示に従う）
- ・かもめパークに来場する場合、「駅から集団で歩く」や「交通機関での密集」を避ける。

2、指導者

①体調の確認

- ・ 利用当日の検温
- ・ 利用2週間前における発熱・咳・咽頭痛・倦怠感・息苦しさ・味覚、嗅覚の異常の有無
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触のある場合
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・ 活動終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、かもめパークに速やかに濃厚接触者の有無等について報告するとともに、事前に対応方針を検討しておく。

②利用上の注意

- ・ マスクの確認。
- ・ ミーティングや会話・指導中に三つの密をできるだけ避ける。
- ・ 更衣室、会議室の机・椅子の配置を変えないこと。
- ・ 受付時には、手指の消毒とマスク着用。
- ・ その日の活動の参加者の名簿を作成する。

3、見学者・保護者

※緊急事態宣言発令中は、原則として見学・観戦は禁止とします。

①利用上の注意

- ・ 選手の体調に気を配り、少しでも具合の悪い時は参加させない。

かもめパーク感染拡大防止ガイドライン **【管理者向け】**

1、受付時の管理者

- ・受付窓口には、手指消毒剤を設置する。
- ・発熱や咳・咽頭痛などの症状のある人は入場しないように呼び掛ける。
- ・受付は、透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- ・受付を行うスタッフは、マスクの着用をする。
- ・利用者のマスクの確認

2、準備すべき事項

- ・手洗い場に液体石鹸の用意と「手洗いは30秒以上」等の掲示。
- ・ペーパータオルとゴミ箱

3、更衣室

- ・他者と密になることをできるだけ避ける。広さに制限がありゆとりが持たせることが困難な場合は入室の人数制限を行う。
- ・室内のこまめな消毒。（ドアノブ、テーブル、スイッチ、椅子、蛇口など）
- ・常に換気扇の稼働、窓の開放等換気に配慮する。

4、洗面所（トイレ）

- ・ドアノブ、推薦トイレのレバー、蛇口などをこまめに消毒する。
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流すように表示する。
- ・手洗い場に石鹸を用意と「手洗いは30秒以上」の掲示。

5、会議室

- ・常に換気扇の稼働、窓の開放等換気に配慮する。
- ・室内のこまめな消毒。（ドアノブ、テーブル、スイッチ、椅子等）
- ・向かい合わせになることは避け他者と密になることをできるだけ避ける。

6、観客の管理

- ・見学時は、隣の人との距離を取って見学する。
- ・マスクの着用。

7、ごみの廃棄

- ・ごみの回収するものはマスクや手袋を着用し、処理後は手洗い、消毒する。

8、その他

- ・喫煙所は、設けない。（敷地内禁煙）掲示物必要
- ・利用者のグラウンド入退場の誘導。（出口専用と入口専用の一方通行）
- ・利用者配布用ガイドラインパンフ、ポスターの準備・掲示